

富田林市教育委員会会議録

(令和 5 年度 8 月定例会)

令和 5 年 8 月 24 日開催

富田林市教育委員会

- | | | | |
|---|--------|--------------------------------|-------|
| 1 | 開催日時 | 令和5年8月24日(木) 午後2時00分～午後2時15分まで | |
| 2 | 場所 | 富田林市役所 2階 第二委員会室 | |
| 3 | 出席委員 | 教 育 長 | 植野 均 |
| | | 教育長職務代理者 | 水本 哲也 |
| | | 委 員 | 山元 直美 |
| | | 委 員 | 南 栄子 |
| | | 委 員 | 森田 幸介 |
| | 事務局 | 教育総務部長 | 石田 利伸 |
| | | 生涯学習部長 | 澤田 和秀 |
| | | 教育総務部次長兼教育指導室長 | 西岡 隆 |
| | | 生涯学習部次長兼文化財課長 | 重野 好信 |
| | | 教育総務課長 | 木下 治彦 |
| | | 学校給食課長 | 松葉 邦明 |
| | | 生涯学習課長 | 坂本 篤史 |
| | | 公民館長 | 大前 靖 |
| | | 中央図書館長 | 山本 一夫 |
| | | 金剛図書館長 | 道籟 秀 |
| | | 教育総務課長代理(書記) | 谷塚 昌彦 |
| 4 | 公開の有無 | 公開 | |
| 5 | 非公開の理由 | - | |
| 6 | 傍聴人数 | 1人 | |
| 7 | 所管部署 | 教育総務部教育総務課 | |

ます。

坂本生涯学習課長

それでは、(1) 新たに後援名義承認申請のあった行事の①につきまして、生涯学習課よりご説明申し上げます。

行事名は、大阪府民カレッジ富田林校令和6年度前期短期講座、主催者は、特定非営利活動法人大阪府民カレッジでございます。行事内容につきましては、従来からの1年制のカレッジに加え、3か月間、計8回の短期講座を開講するもので、歴史と、文化・文芸の2コースを開講するものでございます。期日は、令和6年3月19日(火)から令和6年6月25日(火)まで、場所は、富田林市市民会館ほか、となっております。参加料につきましては、全8回の講座の受講料として1人8,000円でございます。

これらの内容から、本件につきましては、本市教育委員会が定める後援名義の事務処理要領の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。では、これまで承認したことのある行事について、ご質問、ご意見ございませんか。

特に無いようですので、報告第14号につきましては、これで終わります。

続きまして、報告第15号、令和4年度富田林市PTA連絡協議会役員・理事への感謝状の贈呈について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

坂本生涯学習課長

続きまして、報告第15号、令和4年度富田林市PTA連絡協議会役員・理事への感謝状の贈呈につきまして、ご報告申し上げます。

本協議会は、本市の教育の発展並びに児童・青少年の健全育成等を図ることを目的に活動されている団体で、市内の公立幼稚園・小学校・中学校のPTAをもって組織されております。

役員・理事につきましては、各PTAの代表と、母親代表で理事会を構成し、理事総会において役員を選出しております。今回は役員9名、理事59名の任期満了に伴い、富田林市教育委員会顕彰規則第4条の規定に基づき感謝状を授与するものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

特に無いようですので、報告第15号につきましては、これで終わります。

続いて、日程第4、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案に移ります。今月は、3件の議案がございます。

まず、議案第23号、富田林市立スポーツグラウンド設置条例施行規則の一部改正及び富田林市立青少年教育キャンプ場条例施行規則の廃止並びに富田林市教育委員会スポーツ施設情報システム利用に関する規則の一部改正について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第 23 号、富田林市立スポーツグラウンド設置条例施行規則の一部を改正する等の規則につきまして、内容のご説明を申し上げます。

今回の規則改正の趣旨でございますが、令和 5 年 6 月議会におきまして、富田林市立スポーツグラウンド設置条例の改正と、富田林市立青少年教育キャンプ場条例の廃止を行ったことに伴う関係規則の改正でございます。

改正の内容といたしましては、富田林市立スポーツグラウンド設置条例施行規則の様式第 3 号と様式第 4 号から、富田林市立彼方ゲートボール場の記載を削除するものと、富田林市立青少年教育キャンプ場条例施行規則につきましては、規則そのものを廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものでございます。また、関係規則の改正及び廃止に伴い、富田林市教育委員会スポーツ施設情報システム利用に関する規則の一部を改正し、第 2 条第 3 号中にあります富田林市立彼方ゲートボール場の記載につきましても、今回併せて削除するものでございます。

以上でご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご質問等ございませんか。

よろしいでしょうか。特に無いようですので、議案第 23 号につきましては、提案どおり議決といたします。

続きまして、議案第 24 号、富田林市きらめき創造館運営協議会委員の委嘱・任命について、引き続き生涯学習課から説明をお願いいたします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第 24 号、富田林市きらめき創造館運営協議会委員の委嘱・任命につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、市の職員の人事異動に伴う委員の変更でございます。新委員には網掛けを行い、参考資料といたしまして、新旧対照表を下部に掲載させていただきました。澤田委員は音羽委員の退任によるものでございます。

なお、任期につきましては、富田林市きらめき創造館運営協議会設置要綱第 4 条の規定により 2 年となっており、同条により前任者の残任期間となっておりますので、令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 14 日までとなります。

以上でご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご質問等ございませんか。

特に無いようですので、議案第 24 号につきましては、提案どおり議決といたします。

続きまして、議案第 25 号、富田林市文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命について、こちらも生涯学習課から説明をお願いいたします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第 25 号、富田林市文化振興基金審査委員会委員の委嘱・任命につきまして、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、教育長の交代及び生涯学習部長の人事異動に伴う委員の変更でございます。新委員には網掛けを行い、参考資料としまして、新旧対照表を下部に掲載させていただきました。植野委員は山口委員の、澤田委員は音羽委員の退任によるものでございます。

なお、任期につきましては富田林市文化振興基金審査委員会規程第3条の規定により2年となっており、同条により前任者の残任期間となっておりますことから、植野委員は令和5年6月13日から令和6年6月30日まで、澤田委員は令和5年8月1日から令和6年6月30日までとなります。

以上でご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご質問等ございませんか。特に無いようですので、議案第25号につきましては、提案どおり議決といたします。

続いて、日程第5、富田林市議会の議決を経るべき議案に移ります。今月は、1件の議案がございます。議案第5号、令和5年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）について、生涯学習課から説明をお願いいたします。

坂本生涯学習課長

続きまして、議案第5号、令和5年度大阪府富田林市一般会計補正予算（案）につきまして、ご説明を申し上げます。

まず1行目のすばるホール管理運営事業につきましては、新庁舎建設に伴うすばるホールへの市部署の仮移転を行うため、令和4年9月末日をもちまして、銀河の間、秀月の間、アルデバランを廃止したことに伴う、令和4年度分の利用料金収入の減収分を補てんするもので、補正額は268万1千円、財源は、全額一般財源でございます。

続きまして、2行目の市民会館管理運営事業と3行目のスポーツ施設管理運営事業につきましては、令和4年度の光熱費高騰にかかる影響額について市と指定管理者とで協議を行った結果、影響額の2分の1について、令和4年度における赤字額の範囲内において補填を行うもので、補正額は市民会館管理運営事業が336万5千円、スポーツ施設管理運営事業が186万2千円、財源は、同じく全額一般財源でございます。

以上でご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。特に無いようですので、議案第25号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。委員のみなさまにおかれましては、ご審議ありがとうございました。

余談になりますが、議案中でも新庁舎建設に伴うお話が出ていたと思いますが、教育委員会でも、文化財課が先日、すばるホールへ仮移転いたしました。秋になりますと教育総務課、教育指導室が市庁舎の4階に移転となります。しばらくは場所が変わるなど、ご迷惑をおかけすることになりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度8月の定例教育委員会会議を終了いたします。